

2025 年 5 月 14 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(コード番号：8316)

株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 23 期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、2025 年 5 月 13 日、SMBC グループの気候変動対応への取組状況を公表しております。詳細は「気候変動対応に関するプロGRESSレポート」をご参照ください。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、2024 年度を通じての配当金を 1 株につき 122 円へと引き上げること、2025 年度の 1 株当たりの年間配当予想額を 136 円とすること、余剰資本の状況を踏まえ、1,000 億円を上限とする自己株式の取得を行うことを、それぞれ決議いたしましたので、あわせてお知らせします。

記

1. 提案株主

「定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）」及び「定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）」は、株主 3 名による共同提案によるものであります。

「剰余金処分の件」は、株主 1 名による提案であります。

※提案株主の一部は個人株主であるため、提案株主の名称・氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由

- (1) 株主提案の「定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）」について

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社をはじめとする SMBC グループでは、事業活動におけるリスク管理の重要性を踏まえ、グループ CRO を統括責任者としてリスク管理体制を整備し、リスク管理に係る業務を執行するとともに、リスク管理の状況について取締役会の内部委員会である監査委員会や取締役会が適切に監査、監督を行い、それらを開示しております。

当社では、執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、SMBC グループの業務の適正を確保する体制（内部統制システム）を整備しています。そのうえで、SMBC グループ全体に係るリスク管理の基本方針及び適切なリスクテイクを行うためのリスクアペタイト（※）を取締役会において承認し、これを踏まえてリスク管理に係る業務を行っております。事業年度中に当初想定していた環境・リスク認識に大きな変化が生じた場合等には、取締役会等において審議のうえ、適時適切にグループ全体のリスクアペタイトや業務戦略の見直しを行っております。また、気候変動・自然資本・人権等に関連する「環境社会リスク」についても、SMBC グループの全社的なリスク管理の枠組みに組み込むなど、外部環境やビジネス領域の変化等を踏まえつつ、不断の体制の見直し及び高度化に取り組んでおります。

こうしたリスク管理に係る業務執行状況について、監査委員会では、重要な会議への出席、取締役及び執行役並びに社内各部署等からの報告の聴取、国内・海外拠点への往査、監査部を通じた監査等により、監査を実施しております。その結果、内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行について、監査委員会は、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められないと評価のうえ監査報告書を作成しており、当社は、法令の定めに従いこれを開示しております。

また、取締役会においても、SMBC グループ全体に係るリスク管理の基本方針及びリスクアペタイトを承認のうえ、グループ CRO から定期的な業務執行状況の報告を受け、リスク管理の状況について適切に監督を行っています。更に、取締役会の内部委員会としてリスク委員会を設置し、社外取締役である委員長のもと、取締役でない有識者も委員に迎え、環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項やリスク管理に係る運営体制等を審議し、取締役会に報告及び助言

を行っております。

そのうえで、SMBC グループは、上記のリスク管理の枠組みやリスク管理に係る監査・監督を含む監査委員会の活動状況について、有価証券報告書、統合報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書等で適時に開示しております。また、2025 年 3 月に公表された「サステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）」に基づき、今後サステナビリティ関連の財務開示が義務付けられることを踏まえ、SMBC グループでは、開示を拡充してまいります。

本株主提案は、当社が不正行為や気候変動対応等から生ずる財務リスクを軽減するために適切な取組みを行っているかどうかにつき、監査体制並びに監査委員会の評価及びその理由等を監査報告書で開示することを定款に規定することを求めています。当社はこうした取組みを適切に行っており、必要と判断する範囲で開示しております。

日本の会社法及び関係法令において、監査報告書は、監査の方法及びその内容並びに監査の結果、事業報告の適法性・適正性、取締役及び執行役の職務執行に関する重大な不正行為等の事実の有無等に関して記載することが求められています。このような監査報告書の法定開示書類としての性質を踏まえると、本株主提案が監査報告書において開示を求める事項は、監査報告書の記載事項として適切ではありません。

また、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。当社は、刻々と変化する情勢の中で、適切な監査体制や情報開示の在り方を適時に検討し決定しておりますので、会社の基本的な枠組みを定める定款において、監査体制並びに監査委員会の評価及びその理由等を監査報告書で開示する旨を規定することは適切ではありません。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

(※) 収益拡大のために取るリスクまたは許容するリスクの種類及び量。これらを明確にし、SMBC グループ全体のリスクをコントロールする枠組みとして、「リスクアペタイト・フレームワーク」を導入。

(2) 株主提案の「定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）」について

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社をはじめとする SMBC グループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付け、現行の定款のもと、本株主提案が求める内容（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）をはじめ、自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減や、脱炭素社会への移行に向けたお客さまの取組みの支援、またそれらの取組みの開示高度化に従前より真摯に取り組んでおります。また、提案株主をはじめとする環境 NGO や機関投資家等と、気候変動対応に関する開かれた対話を継続的に行っております。

2023 年 5 月、SMBC グループがトランジションファイナンス（※1）を実行するうえでの確認事項の詳細を記した「Transition Finance Playbook」を公表し、お客さまの移行計画の適格性を検証する枠組みを整備のうえ、1.5℃目標（※2）等のシナリオとの整合を目指すお客さまの脱炭素化に向けた取組みを支援しております。また、2024 年 11 月には、これまでのトランジションファイナンスへの取り組みを通じて得られた学びや課題認識、その解決に向けた提言等をまとめた

「Transition Finance Scorebook 2024」を公表しており、脱炭素社会の実現に向けた議論の更なる発展に貢献しています。

更に、SMBC グループ全体のリスク管理に関する枠組みに沿い、脱炭素社会への移行を目指すお客さまとの対話の促進や、投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量の管理等を実施し、1.5℃目標に沿うよう、SMBC グループの気候関連リスクに適切に対処しています。

2024 年 4 月には、環境・社会に関するお客さまの実態把握や移行計画に対する評価、人権デューデリジェンスを統合した「環境社会審査」を導入し、お客さまの移行計画評価も踏まえたリスク評価を実施する体制を整備しています。具体的には、気候変動に伴う移行リスク（※3）が相対的に高いと考えられるセクターにおいて、温室効果ガス排出量削減目標の有無や目標達成に向けた取組状況等の移行計画を確認・評価し、その結果を開示しています。また、これらの結果も踏まえつつ、移行計画に関するお客さまとの開かれた対話を実施し、脱炭素社会への

移行に向けたお客さまの取組みを真摯に支援することで、実体経済の脱炭素化への貢献に取り組んでいます。更に、移行リスクに伴う当社グループの財務面への影響を評価するため、株式会社三井住友銀行における与信関係費用についてシナリオ分析を用いて定量的な試算を行い、これを開示しています。加えて、2025年3月に公表された「サステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）」に基づき、今後サステナビリティ関連の財務開示が義務付けられることを踏まえ、開示を拡充してまいります。

当社は、上記のお客さまの移行計画の適格性の検証及び気候変動に係るリスク管理に関する施策を、SMBC グループの移行計画に織り込んだうえで、取締役会のコミットメントのもと適時に進捗を公表しており、本株主提案が求める内容について適切に対応しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。他方で、会社法が業務執行上の決定については取締役会やその委任を受けた業務執行者に委ねることとし、臨機に迅速で専門的な経営判断が行えるように配慮していることを勘案すると、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、お客さまの移行計画を評価し、1.5℃目標に不整合な場合の対応措置や当社グループに及ぼす財務面の影響に関し情報開示をするという、まさに個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変化する情勢を踏まえ、お客さまの移行計画の評価方法を含むリスク管理手法や、支援の判断基準、気候変動に伴う当社グループの財務面への影響を機動的に見直していくとともに、適時にその取組みの開示を行ってまいります。定款はその変更には株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、その後にサステナビリティに関するルールや枠組みの変更、戦争・大規模災害等の社会情勢の大きな変動があったときにも、定款が変更されるまでは規定の効力が残り、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあり、ひいては当社の企業価値を損なうおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

(※1) 脱炭素社会の実現に向けた長期的な戦略に則り、温室効果ガス排出量を削減するための取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法。SMBC グループでは「顧客が自社の事業や運営をパリ協定の目標に沿った道筋に合わせることを支援するために提供され

る金融サービス」と定義。なお、SMBC グループでは、投融資の判断やリスク管理において、独自に定めた方針やプラクティスに沿った対応を実施。

(※2) パリ協定で示された、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力目標。

(※3) 低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレピュテーションに関するリスク等が含まれる。

(3) 株主提案の「剰余金処分の件」について

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、健全性の確保を前提に、株主還元の強化と成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。その中で、株主還元については、配当を基本とし、機動的な自己株式の取得も実施することとしています。また、配当については、累進的配当、すなわち、減配せず、配当維持もしくは増配することを原則としております。2020 年度からの 3 年間を計画期間とする前中期経営計画のもとでは、2020 年度の普通株式 1 株当たり 190 円から 2022 年度の 240 円へ、3 年間で合計 50 円の増配を実現してまいりました（いずれも 2024 年 10 月 1 日に行いました普通株式 1 株を 3 株とする株式の分割（以下、「株式分割」）を勘案していない水準）。2023 年度からの 3 年間を計画期間とする本中期経営計画期間中においても、配当性向 40%を維持し、親会社株主に帰属する当期純利益の増加を通じて増配の実現を目指しております。

あわせて、前中期経営計画期間中に 1,387 億円の自己株式の取得を実施し、本中期経営計画期間においても、2023 年度に 2,113 億円、2024 年度に 2,500 億円の自己株式の取得を実施いたしました。自己株式の取得は、ROE（自己資本利益率）や EPS（1 株当たり純利益）の向上のために不可欠と考えており、今後も機動的に実施を検討してまいります。

以上を踏まえ、2024 年度は、親会社株主に帰属する当期純利益が当社予想を上回って 1 兆 1,780 億円で着地したことから、配当性向 40%の方針に基づき、期末配当金は普通株式 1 株につき 62 円に、2024 年度を通じての配当金は前年度比+32

円、増配率 35%の水準となる 1 株につき 122 円（いずれも株式分割を勘案した水準）に引き上げることといたしました。なお、既の実施した 2,500 億円の自己株式の取得とあわせると、2024 年度の総還元性向は 60%を超える水準となります。

また、2025 年度も、配当性向 40%の方針に基づき、1 株当たり配当予想を前年度比+14 円の 136 円（株式分割を勘案した水準）といたしました。あわせて、本日開催の当社取締役会において、余剰資本の状況を踏まえ、1,000 億円を上限とする自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

上記のとおり、当社は、健全性を確保のうえ、株主還元の強化及び成長投資をバランスよく実現し、短期的ではなく持続的な株主価値の向上を図ることを目指しています。当社の掲げている「累進的配当方針」とは、業績が減益となる場合にも原則減配はしないことを株主の皆さまにお約束するものであり、ある意味では配当政策の柔軟性を制限した運営と言えます。したがって、配当性向 40%という方針から逸脱する事態はできるだけ避け、それを上回る株主還元については、機動的な自己株式の取得で行うべきだと考えております。特に、現在のように当社の株価が割安な水準にある場合は、積極的に自己株式の取得を検討したいと考えております。

なお、これらの累進的配当及び配当性向 40%、機動的な自己株式の取得という株主還元方針は 2017 年に掲げたものですが、それ以降中期経営計画の策定の度に公表したうえで、毎年の定時株主総会でもご説明し、ご賛同いただいているものと認識しております。

以上の理由から、本剰余金処分議案に反対いたします。

以 上

(別紙)

株主提案の内容

(以下は、提案株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を、原文のまま記載したものです。)

定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第6章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

第39条 監査委員会の財務リスク監査の開示

当会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、ならびに取締役及び執行役の職務執行の妥当性をも監査する監査委員会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針及びプロセスの妥当性に関する監査委員会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて当社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、並びにその評価の根拠
2. 当会社が特定した重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国内金融不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク（気候関連財務リスク等）に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資する。

定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）

提案内容

以下の条項を当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 気候変動関連リスク管理

第 条 移行計画（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）

当会社が重大な気候関連財務リスクに直面していることを踏まえ、当会社は以下の情報の開示する。

1. 高排出セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定 1.5 度目標との整合性についての評価基準その他の評価方法
2. 当該顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置（新規資金提供の制限を含む）
3. 当会社の顧客がパリ協定に沿った信頼性ある移行計画を持たないことに伴う当会社の財務リスクに係る評価

提案理由

当社は気候変動を「トップリスク」とし、2050 年ネットゼロを公約し、与信審査対象に顧客の移行計画評価を含め、「GHG 排出量の削減目標有無やパリ協定への準拠状況」等の確認を行うとしている（当社サステナビリティレポート 2024）。

しかしこれら方針が当社の高排出顧客向け投融資に与えている実質的影響は示されていない。また当該方針は、顧客がパリ協定 1.5 度目標と整合する信頼性ある移行計画を提示する期限や、移行を促すための投融資条件を設けておらず、むしろ当該移行計画を有しない顧客に多額の支援を続けている。これにより移行支援策の実効性が損なわれ、海外競合他社に遅れを取り、増大する移行リスクと気候変動による物理的リスクに株主を晒している。

本提案は、当社が表明するリスク管理策を適切に行い、ネットゼロ公約と整合させるために不可欠である。広く投資家の期待とも合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資する。

(以下は、提案株主から提出された書面に記載された提案内容を原文のまま記載したうえで、決議事項に関する必要な記載を当社が補足したものです。また、提案理由については原文の概要を記載したものです。)

剰余金処分の件

提案内容

普通株式 1 株につき 2025 年 3 月期期末配当を 70 円とする。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式 1 株につき 70 円
総額 271, 196, 821, 700 円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025 年 6 月 30 日
4. 配当金支払開始日
2025 年 7 月 18 日

提案理由

2025 年 3 月期実施の 2, 500 億円規模の自社株買いは、時価総額に対する比率が低いこともあり、株価への直接的効果は測定されていません。また、TOPIX 銀行業指数との比較からも株価支援策としての有意な効果は限定的と考えられます。

当社は国際的な自己資本規制（CET1 比率）に対応しておりますが、自社株買いは資本の減少要因となります。特に、地政学的リスクや米国の通商政策に不透明感が続く中、銀行業としては健全性と安定性を重視した資本政策が望まれます。

個人・機関投資家を問わず、多くの株主が安定した配当利回りを重視しており、株価形成の要素でもあります。配当は、自社株買いが解禁される以前から株主へ確実に届く還元策です。なお、2025 年 3 月期は第 3 四半期終了時点での業績進捗率が 98%と堅調であることも増配余地を裏付けています。